平成 25 年4月 26 日

各 位

会 社 名　古 河 ス カ イ 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長 岡田 満
（コード番号 5741 東証1部）
問合せ先　広 報・IR室長　澤地 隆
（TEL.03-5295-3592 ）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件定款変更は、平成25年６月下旬に開催予定の定時株主総会における承認並びに同年10月１日に予定する当社及び住友軽金属工業株式会社の合併（以下「本合併」という。）の効力が発生することを停止条件といたします。

記

１．定款変更の目的

当社は、平成25年10月１日に、住友軽金属工業株式会社との間で経営統合を予定していることから、これに伴い、当社現行定款のうち、商号、事業目的、発行可能株式総数、取締役、監査役及び配当に関する規定について変更を行うものです。なお、商号変更案については平成25年４月11日に公表済です。

２．定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

３．日程

平成25年５月９日　　定時株主総会の招集を決定する取締役会開催（予定）
平成25年６月下旬　　定時株主総会開催（予定）
平成25年10月１日　　定款変更の効力発生日（本合併の効力発生日）（予定）

以　上

【別紙】

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
（商号） 第１条 当会社は、古河スカイ株式会社と称し、英文では、Furukawa-Sky Aluminum Corp.と表示する。	（商号） 第１条 当会社は、株式会社**UACJ**と称し、英文では、**UACJ** Corporationと表示する。
（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．アルミニウムおよびアルミニウム合金の製造、加工、販売 ２．前号に関連する製造、加工、販売会社の経営管理、コンサルティング （新　設） ３．第１号に関連する原材料、補助材料および機械器具の製造、販売 ４．第１号に関連する土木、建築工事の設計、施工および請負 ５．前各号に関連する運送、物流管理およびそれらのコンサルティング （新　設） ６．前各号に附帯関連する一切の業務	（目的） 第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．アルミニウム・銅・亜鉛・チタニウム・ニッケル等非鉄金属およびそれらの合金の製造、加工、販売 ２．前号に関連する製造、加工、販売会社の経営管理、コンサルティング ３．第１号に関連する各種加工品・付属品および副産品の製造、販売 ４．第１号に関連する原材料、補助材料および機械器具の製造、販売 ５．第１号に関連する土木、建築工事の設計・監理、施工および請負 ６．前各号に関連する運送、物流管理およびそれらのコンサルティング ７．不動産の売買・賃貸借・仲介および管理 ８．前各号に附帯関連する一切の業務
（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は400,000,000株とし、すべて普通株式とする。	（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は17億株とし、すべて普通株式とする。
（招集者および議長） 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集者および議長） 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②　取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（代表取締役および役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

現行定款	変更案
② 取締役会は、その決議によって取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。	② 取締役会は、その決議によって取締役会長１名、取締役社長１名を選定することができる。
（取締役会の招集者および議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集者および議長） 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の決議方法と決議の省略） 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	（取締役会の決議方法と決議の省略） 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その３分の２以上をもって行う。 ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（員数） 第27条 当会社の監査役は、４名以内とする。	（員数） 第27条 当会社の監査役は、６名以内とする。
（常勤監査役） 第30条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤監査役） 第30条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。
（剰余金の配当） 第36条 剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	（剰余金の配当） 第36条 剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。
（中間配当） 第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	（中間配当） 第37条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

以　上